逗子市 -Press Release-

2020年8月31日 逗 子 市

職員の処分について

● 交通死亡事故に関する処分

- 1 処分職員 技術職員 (47歳) 男性
- 2 所 属 環境都市部環境クリーンセンター
- 3 事件の概要

本件事案は、令和2年2月22日、横浜市金沢区の国道16号交差点で、運転する自家用車を右折させた際、対向車線を直進してきたバイクと衝突し、バイクを運転していた男性を死亡させたもの。過失運転致死の疑いで送検されたが、刑事処分については、令和2年6月18日付けで不起訴処分となったもの。

4 処 分

地方公務員法第33条「信用失墜行為の禁止」に抵触する行為であり、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行として、本市職員全体に対する市民の信頼を損なうものであることから、停職処分(2月)としたもの。

5 処分年月日 令和2年8月31日

● 不適切な事務処理に関する処分

- 1 処分職員 主事 (39歳) 女性
- 2 所 属 総務部課税課(当時:福祉部障がい福祉課)
- 3 事件の概要

本件事案は、平成30年度の特別障害者手当等支給事務について、事務手続きが遅延する中、認定通知書を急ぎ送付するために、決裁処理を偽装し、また、当該決裁文書を基に公印を使用し、手当の支給を行ったもの。

4 処 分

地方公務員法第32条「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」及び同法第33条「信用失墜行為の禁止」に抵触する行為であり、本市の規則、規程に違反するとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行として、本市職員全体に対する市民の信頼を損なうものであることから、減給処分(3月・1/10)としたもの。

5 処分年月日 令和2年6月30日

6 管理監督責任

当該職員の事務処理状況の把握等課内の業務マネジメントに至らなかった部分があると判断したため、直属の上司であった事件当時の課長及び係長に対して、口頭による厳重注意を行った。

〈口頭による厳重注意〉

前福祉部障がい福祉課長(55歳)女性 前福祉部障がい福祉課障がい福祉係長(49歳)男性

【市長コメント】

職員の綱紀粛正につきましては、職場内外を問わず、厳正に確保されるよう常日頃から要請 してまいりましたが、今回、このような事態に至ったことは、誠に遺憾であります。

自動車等の運転につきましては、毎年、安全運転研修会等を開催し、交通安全への意識向上 を図っているところでありますが、改めて細心の注意を払い対応していくことを強く求めてま いります。

また、公文書の取扱いにつきましては、文書管理規則等に基づき、適切に処理されるべきものですが、この事案を教訓とし、公文書及び公印押印の適正処理について既に改善を図るとともに、職員各々が改めて意識を徹底し、執務に当たるよう指示しております。

改めまして、公務員の本旨を自覚し、職員一丸となって一刻も早く市民の皆様からの信頼を 回復できますよう一層の努力をしてまいります。

本件に関するお問い合わせ先: 総務部職員課 三ッ森・山下

電話:046-873-1111 内線341